

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料が変わります

平成21年度から23年度までの保険料は、上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、左記のように改定しました。

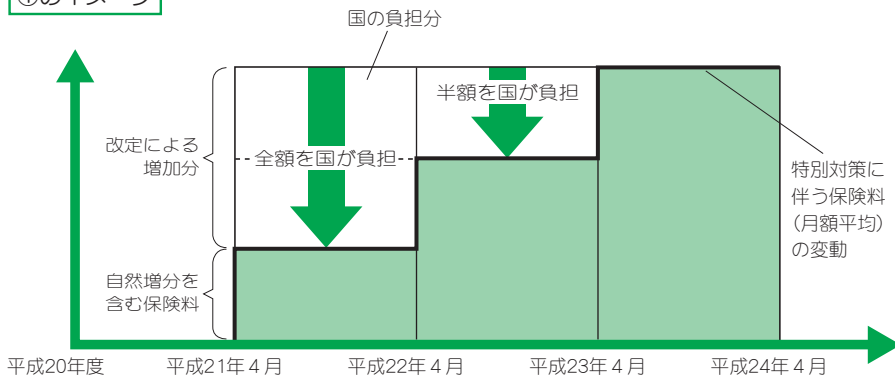
- ① 平成21年度介護保険報酬改定(プラス3%)に伴う保険料の上昇分について、平成21年度は改定による上昇分の全額が、平成22年度は改定による上昇分の半額が軽減されています。
- ② 第3期における激変緩和措置を踏まえ第4段階では、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方については軽減します。

▼問い合わせ先

保険課 介護保険係
☎9102

段階	対象者	負担割合	保険料(年額)		
			21年度	22年度	23年度
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額 ×0.50	23,200円	23,600円	24,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の年金収入額及び合計所得金額の合計金額が80万円以下の方	基準額 ×0.50	23,200円	23,600円	24,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	基準額 ×0.75	34,900円	35,400円	35,900円
第4段階 (基準額)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方	基準額 ×1.00	46,500円	47,200円	47,900円
	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の年金収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	41,800円	42,500円	43,100円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 ×1.13	52,500円	53,300円	54,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	58,100円	59,000円	59,900円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 ×1.50	69,700円	70,800円	71,900円

①のイメージ



平成20年度個人情報保護制度実施状況

上三川町個人情報保護条例に基づく平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 448件(台帳)
- ②個人情報開示請求の状況

開示請求件数	対象情報	決定内容				不服申立て
		開示	部分開示	不開示	不存在	
1	1	0	0	0	1	0

※請求はすべて町長部局です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

平成20年度 情報公開実施状況

上三川町情報公開条例に基づく平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の請求内容等は下表のとおりです。

請求件数	対象行政情報	決定内容				不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	
12	12	5	5	2	0	0

※請求は町長部局10件、水道事業2件です。

▼問い合わせ先=総務課 自治行政係
☎9116

国民年金 公的年金の加入

日本国内に居住している20歳から60歳までのすべての人は、公的年金に加入します

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務づけられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分けられており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。



	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者(第2号)	なし(配偶者の制度が負担)

● 例えは：

太郎さん、花子さんご夫婦が、20歳から60歳まで加入する年金は？

■ 太郎さん

20歳に到達
学生なので国民年金(第1号被保険者)に加入

22歳で就職
会社員になり厚生年金(第2号被保険者)に加入

45歳で転職のため退職
次の会社に就職するまでは国民年金(第1号被保険者)に加入

58歳で退職
退職後も60歳までは国民年金(第3号被保険者)に加入

■ 花子さん
20歳に到達
20歳到達時はすでに会社員で厚生年金(第2号被保険者)に加入

29歳で結婚・退職
夫に扶養されている間は国民年金(第3号被保険者)に加入

45歳で夫が退職
国民年金第1号被保険者に変更

夫が再就職
国民年金第3号被保険者に変更

夫が58歳で退職
60歳までは国民年金(第1号被保険者)に加入

	20歳	22歳(就職)	45歳(転職)	58歳(退職)	60歳
太郎さん(夫)	学生 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)	会社員 第2号 (厚生年金)	無職 第1号 (国民年金)
花子さん(妻)	会社員 第2号 (厚生年金)	専業主婦 第3号 (国民年金)	専業主婦 第1号 (国民年金)	専業主婦 第3号 (国民年金)	専業主婦 第1号 (国民年金)

● 国民年金は、20歳から60歳まで加入が義務づけられています。希望すれば65歳までの間、任意加入できます。



60歳までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金の受給資格がない人は、任意加入することにより、受給資格を得ることができる場合があります。また、40年(480月)の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、受給額を満額もしくは満額に近づけることもできますので、お気軽に宇都宮西社会保険事務室又は保険課国保年金係までお問い合わせください。

▼ 問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務室

☎ 028(622)4222

保険課 国保年金係

☎ 9134